

及び免除の添付書類」の表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

なお、担保は特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている「相続税・贈与税の延納の手引」を参照してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（以下「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

（注） 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 農地等納税猶予税額の納付

イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注) 「譲渡等」には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農地等に民法第269条の2第1項の地上権の設定があった場合でその農地等において受贈者が引き続き耕作等を行うもの等一定のものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告（農地が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域外に所在する場合には、農業委員会等から所轄税務署長に対し、農地が利用意向調査に係るものであって、農地法第36条第1項各号に該当する旨の通知をするときにおけるその通知をいいます。）があったことをいいます。）も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかつた場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合（同法の規定による特定生産緑地の指定の解除があった場合を含みます。）
7	特例農地等が都市計画の変更等により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合（その変更により「田園住居地域内にある農地」又は「地区計画農地保全条例による制限を受ける区域内にある農地」でなくなり、特定市街化区域農地等に該当することとなった場合を除きます。）
8	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後10年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

特例農地等の譲渡又は貸付け等をした場合には、上記のとおり納税猶予を受けている贈与税額等を納付しなければなりませんが、次の特例の適用を受けることができる場合には、引き続き納税猶予は継続します。

○ 特例農地等を譲渡等した場合の買換え特例

特例農地等の譲渡等があつた日から、原則として、1年以内※にその譲渡等の対価の全部又は一部

をもって他の農地等（代替農地等）を取得する見込みであることについて所轄税務署長の承認を受け、その期間内に農地等を取得した場合には、納稅猶予を継続することができます。

なお、買換え特例の適用を受けるためには、譲渡等のあった日から1か月以内に、申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。

また、譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等の取得をしたときは、代替農地等の取得価額等の明細書等を遅滞なく所轄税務署長へ提出してください。

※ 一定の避難解除区域内等に所在する特例農地等を復興整備計画に記載された事業等の用に供するために譲渡した場合において取得する一定の代替農地等については、当該特例農地等の所在する市町村内の避難指示区域に係る避難指示の全てが解除された日から5年以内とされています。

○ 特例農地等を借り換えた場合の特例

特例農地等を農用地利用集積等促進計画※の定めるところにより貸し付けた場合において、それと代わるものとして、納稅猶予の適用を受ける人の農業の用に供する農地等を同計画の定めるところにより借り受けるなど、一定の要件を満たす場合には、納稅猶予を継続することができます。

なお、借換え特例の適用を受けるためには、貸し付けた日から2か月以内に届出書等を所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」といいます。）を含みます。

○ 三大都市圏の特定市の特例農地等を収用交換等により譲渡等した場合の自己所有農地への付替え特例

三大都市圏の特定市の特例農地等を収用交換等により譲渡した場合、その譲渡等があった日に納稅猶予の適用を受けていた人が有している特例農地等以外の一定の土地で贈与の日以後に取得したもの（代替農地等）を、その譲渡等があった日から1年以内にその譲渡等した特例農地等に代わるものとして、農業の用に供する見込みであることについて所轄税務署長の承認を受け、その期間内に農業の用に供する農地等とされたときは、納稅猶予を継続することができます。

なお、付替え特例の適用を受けるためには、譲渡等のあった日から1か月以内に、申請書等を所轄税務署長に提出する必要があります。

また、譲渡等の日から1年を経過する日までにその承認に係る代替農地等を、農業の用に供する農地等としたときは、代替農地等の取得価額等の明細書等を遅滞なく所轄税務署長へ提出してください。

○ 一時的道用地の特例

特例農地等を一時的道用地等（道路事業、河川事業等その他これらの事業に準ずる事業として主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路等で代替性がないものとして主務大臣が認定したもの）の用に供するために貸し付けた場合に、貸付期限の到来後、遅滞なくその一時的道用地等の用に供していた農地等を納稅猶予の適用を受けている人の農業の用に供する見込みであることについて、所轄税務署長の承認を受け、貸付期限から2か月を経過する日までに農業の用に供する農地等とされた場合には、納稅猶予を継続することができます。

なお、一時的道用地の特例の適用を受けるためには、貸し付けた日から1か月以内に、申請書等を所轄税務署長に提出する必要があります。

○ 営農困難時貸付けの特例

納稅猶予の適用を受けていた人が、障害、疾病その他の事由により特例農地等について自己の農業の用に供することが困難な状態となった一定の場合において、その特例農地等を貸し付けたときは、貸し付けた日から2か月以内に、届出書等を所轄税務署長に提出した一定の場合には、納稅猶予を継続することができます。

○ 特定貸付けの特例

この特例の適用を受けている人が、特例農地等について農地中間管理事業のために行われる貸付け^{*}をした場合には、貸し付けた日から2か月以内に、届出書等を所轄税務署長に提出した一定の場合には、納税猶予を継続することができます。

※ 農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。

□ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の利子税特例基準割合^(※)が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数があるときはこれを切り捨て、その割合が0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合となります。）になります。

（算式）

$$3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^{(※)}}{7.3\%}$$

※ 利子税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年0.5%の割合を加算した割合

ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例

平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に、特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合において、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出したときは、利子税の額が0（零）に軽減されます。

農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の添付書類

この農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類													
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に必要な事項を記載してください。）												
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の農業委員会の証明書												
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、戸籍の抄本など）												
4	農地等のうちに都市営農農地等がある場合には、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨の市長（区長）の証明書												
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明書												
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類												
7	贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）												
8	農地等のうちに、農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書												
9	<p>贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6 第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「令和 年分 農地等の贈与に関する確認書」など）</p> <p>① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に對し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。</p> <p>② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。</p> <p>③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積</p> <table border="1"><tbody><tr><td>A</td><td>贈与者が今回贈与をした採草放牧地</td></tr><tr><td>B</td><td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地</td></tr><tr><td>C</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr><tr><td>D</td><td>贈与者が今回贈与をした準農地</td></tr><tr><td>E</td><td>贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地</td></tr><tr><td>F</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr></tbody></table> <p>④ Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。</p> <p>⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。</p>	A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地	B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地	C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	D	贈与者が今回贈与をした準農地	E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地												
B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地												
C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												
D	贈与者が今回贈与をした準農地												
E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地												
F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												